

寒川浄水場排水処理施設包括委託に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和6年11月1日

1 調査の目的と実施の背景

- 寒川浄水場の排水処理施設は、老朽化した既存施設の更新と浄水発生土の更なる利活用を図ることを目的に、平成15年12月から、「寒川浄水場排水処理施設特定事業」（以下、「寒川PFI事業」という。）を開始し、施設の更新を行った後、平成18年4月から令和8年3月までの20年間で、施設の運転管理を行っています。
- 次期事業の維持管理・運営は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までを事業期間とする5年間の包括的民間委託にて実施することを想定しています。
- 寒川浄水場排水処理施設の今後の維持管理・運営について、民間事業者の皆さまから、業務範囲や事業スキーム等に係る意見や、ノウハウを活かしたアイデアなど幅広く意見をいただき、次期事業に反映させるために実施するものです。

2 対象施設

所在地	高座郡寒川町宮山 4058-6 他(企業庁寒川浄水場内)
対象施設	脱水施設(維持管理・運営) 濃縮施設(維持管理・運営)
敷地面積	脱水施設(維持管理・運営)約 11,600 m ² 濃縮施設(維持管理・運営)約 12,000 m ²
延床面積	脱水機棟 約 3,200 m ² ケーキヤード棟 約 2,400 m ²



図1 寒川浄水場排水処理施設位置図（赤囲み部が対象施設）

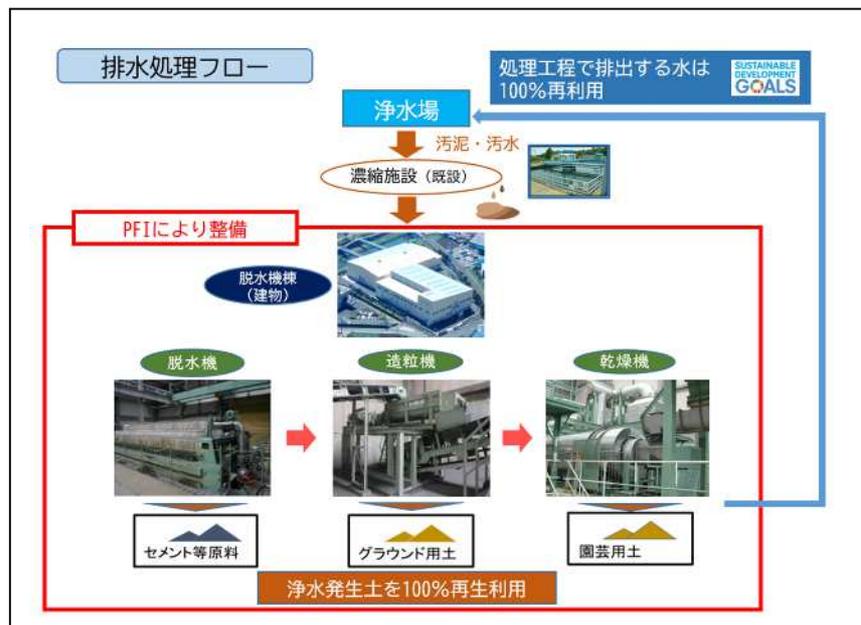


図2 排水処理施設の概要

3 対話内容

下記のテーマを中心に対話を進める予定です。下記のテーマに限定することはありませんが、一般論ではなく主体的なご意見をお聞かせください。なお、当日に具体的なプランを作成していただく必要はありません。

- (1) 事業への関心について
 - 参画意欲の有無など
- (2) 既存施設の維持管理について
 - 乾燥機の使用など
- (3) 浄水発生土の再生利用について
 - 全量再生利用など
- (4) 関連業務の取扱いについて
 - 本包括委託以降の修繕・更新計画案の策定を含むことなど
- (5) 事業スキームについて
 - 実施主体に求める要件など

4 対象事業者

事業の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループとします。なお、対話の参加者に対して、今後事業化した場合の応募を義務付けるものではありません。

5 スケジュール

実施項目	実施日
実施要領の公表	令和6年11月1日
参加申込期間	令和6年11月1日～13日
個別対話	令和6年11月18日～21日

6 概要

(1) 時間

1時間程度を予定しています。詳細については参加申込受付後、調整します。

(2) 実施場所及び日時

原則オンラインにて実施します。詳細については参加申込受付後、調整します。

(3) 出席者（発注者側）

当日は、神奈川県企業庁のほか、「寒川浄水場排水処理施設の包括委託事業に係る公募資料作成等業務」を委託している PwC アドバイザリー合同会社からの出席を想定しております。

(4) 現地見学について

現地案内をご希望される方は問合せ先までご相談ください。個別でのご案内となります。また、希望者多数の際はお受けできないことがありますのでご了承ください。

(5) 結果の公表について

公募要件を整えた後、結果概要を公表する予定です。なお事業者のノウハウ保護の観点から、公表前に参加者に内容を確認した上で公表します。

7 申込

(1) 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、上記期間内にメールに添付した上で、下記「9 申込先・問合せ先」にお申し込みください。メール受領後、担当者より、日程等のご連絡を差し上げます。

(2) 資料の送付

お申込をされた方に対して、調査表等の資料をお送りします。なお、お渡しした資料は、本調査のみでの利用とさせていただきます。

8 留意事項

(1) 開催方法について

ア 希望日時を参加申込時にお知らせください。その後、担当者から日程調整の連絡をいたします。

イ 特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。

ウ 参加費用は無料ですが、書類作成費等は、参加者負担とします。

(2) 対話参加による公募への影響について

ア 対話への参加実績が、今後実施される可能性のある入札参加の条件となることはありません。

イ 対話への参加実績は、今後実施される可能性のある事業者公募の際の評価の対象とはなりません。

ウ 対話内容は、今後公募を実施するか否かの参考とし、それ以外の用途には使用しません。

エ 対話の際の発言は、企業庁・民間事業者ともに現段階における想定のものとし、将来的な行動を拘束するものではありません。

カ 必要に応じ、追加の対話、文書での照会、もしくは回答等を実施することがあります。

(3) 対話の参加者に求められる資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の第1項の規定のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないこと。

イ 参加申込書提出時点で、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者

(4) その他

本事業は検討・構想段階のため、資料等で示す情報はすべて「仮定」である点にご留意ください。

9 申込先・問合せ先

神奈川県企業庁 企業局水道部浄水課 水質・公民連携グループ 山崎・大井

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：045-210-1111 内線 7260

E-mail：fm3155.kws@pref.kanagawa.lg.jp